

～従業員への福利厚生策いろいろ～

近年、会社で働く人の生活スタイルや求職条件の多様化等もあり、従業員に対する福利厚生関係の施策を見直す企業も増えているようです。ただ、各施策の変更には税務上の取扱いがについて回ります。良かれと思って行った施策変更が、従業員の所得税負担増加につながるケースもあり得ますので、注意をする必要もあります。今回はいくつか事例により、税務上の取扱いを確認します。なお、分かり易さを考慮し、とある会社の経理部長と、税理士Eの会話形式で構成しています。

1. 食事代の補助

(ある日の会社会議室)

経理部長 (以下「経」) : あー、E税理士。こんにちは。お越し頂きありがとうございます。

税理士E (以下「E」) : いえいえ、ご無沙汰してしまい申し訳ありません。

経 : 早速ですが、また一つ、というか色々相談したいことがありますね。

E : はいはい。

経 : 最近、弊社の人事部門で、従業員の働きやすさへの配慮から、いくつか福利厚生策のプランを考えておりました。それについて、税務上の取扱いを経理部の方で確認することになったんですが……。

E : なるほど。

経 : 最初は食事(昼食)代の補助についてです。従来、従業員は昼食時に、近隣の飲食店を利用するケースが多かったのですが、混雑してゆっくり食事出来なかったり、また、一食あたりの相場も高めだったり、従業員の間では不満の声もあったのですよ。それで、会社として業者からまとめてお弁当を購入し、希望する従業員には一部負担をしてもらうことで支給する、という形を考えているのですが。

E : ほうほう。

経 : 具体的には、業者から購入するお弁当は一食当たり税抜500円で、従業員にはその半額を負担してもらうような計画で。このような場合は……。

E : はい。昼食代を会社に負担してもらえることは従業員にとっては経済的利益になりますから、あくまで原則論としては所得として課税されることになります(所得税法36条)。その上で、このようなケースではまさに福利厚生的な意味合いがあることも考慮して、次の要件をいずれも満たす範囲で、経済的利益はない、非課税とする扱いがとられています(所基通36-38の2)。

- ① 従業員等が食事の価額の半額以上を負担
- ② 会社側が負担した金額が月額3,500円(税抜)以下

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.53 Oct'19

経：これを今回のケースに当てはめると・・・。お弁当の単価が税抜 500 円で、仮に、ひと月の営業日を 20 日として毎日食べれば 10,000 円（税込で 10,800 円、飲食料品の譲渡であり消費税は軽減税率対象）。従業員が半額負担とすれば、会社としては 5,000 円（税込 5,400 円）を負担することになりますね。すると①は満たすが、②は満たさない・・・。

E：そうですね。そうすると、供与した経済的利益全額（税込5,400円）が所得税課税の対象となってしまいます。それを回避するのであれば、①従業員が半額以上を負担し②会社側の負担が3,500円（税込3,780円）以下となるよう、——例えば折半ならば会社負担を月14回までにするなど——ルールを設定したほうが良いかもしれませんね。

**2. 技術の習得等に係る受講費用**

経：次に・・・。業務に必要な技術の習得のため、外部の専門機関等で受講したいという従業員の要望があるのですが。海外とのやり取りが日常的にある部署では、英会話学校での研修というものもありますし、また、業務上必須の資格取得のため、専門学校への通学というものもあります。基本的に、本人の希望をヒアリングしつつ、会社としてその必要性を認めたものについては、受講費用を支給する方針なのですが。

E：はい。そのような技能向上や資格取得に係る受講費用については、たしかに従業員個人にとっての福利厚生的な性格もありますが、そもそも会社としては従業員の技能向上により、職務内容のクオリティが高まるため、事業じたいに直接関連する費用であるとの位置付けがあるものと思います。そのようなことから、目的や費用が適正なものについては、課税しなくて良いとの取扱いがあります（所基通 36-29 の 2）。



Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.53 Oct'19

経：なるほど。一方で、例えば技能向上等のインセンティブとするため、資格取得をした場合や語学テストでスコアアップを達成した場合の報奨金などについては・・・。

E：それらについては、通常の賞与等と同じ性格の金銭支給であるものとして、所得税課税の対象となるでしょうね。

3. 社内サークル活動費用

経：それからですね。弊社内の従業員有志の間で、野球やサッカー等、スポーツのサークルを作って定期的に活動したいという希望もありまして。会社としては、業務のリフレッシュや、従業員どうしのコミュニケーションといった意味合いがあるため、正式な会社における活動と認めた上で、参加者一人あたり年間 10,000 円程度の活動費補助をしよう、ということなんです。

E：ほう。それらのサークル活動について、参加者の制限はありませんね。

経：はい。希望すれば、誰でも参加できるものです。

E：活動費については、各従業員への渡し切りのような形にすると用途が不明となり、給与として課税すべきものとなると考えられますが、支出に関して実際のサークル活動——野球やサッカー等の用具代や施設使用料など——であることの証憑があれば、福利厚生費とすることができるかと思います（所基通36-30）。



4. 保育園代の補助

経：すみません、最後にもう 1 点。従業員への育児支援の目的で、保育園代の一部を補助するというのは・・・。幼児教育無償化の政策が導入されましたが、0 歳～2 歳児については、限られた場合を除いて無償とはならないようですし。

E：従業員に対して、外部の保育園代の一部を現金支給するというのはやはり経済的利益として課税されるものになってしまうでしょうね。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.53 Oct'19

経：そうですね。これはまだ弊社として具体的なプランがあるわけではありませんが、最近、会社がつくる保育園——企業主導型保育事業——というものがありますよね。

E：はい。ありますよね。複数の企業の共同設置・共同利用や、専門の事業者への運営委託もあるようです。

経：そういった企業保育園の施設運営費用負担というのは。

E：ええ。税務上では、従業員等の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、その施設を利用した従業員等が受ける経済的利益については、著しく多額である場合以外課税しなくて良いとされています（所基通 36-29）。企業保育園がこれに該当する限り、従業員本人の課税は生じないということになるでしょうね。

経：分かりました。色々ありがとうございます。また相談することもあると思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

E：はい。私に分かることでしたらお手伝いさせていただきます。



本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>